



2021年4月15日

各 位

会社名 藤森工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 布山英士
(コード番号 7917 東証第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理部門管掌
吉野 彰志郎
TEL. 03-5804-4221

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年4月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年6月18日開催予定の第91回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除きます。）（以下、「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において譲渡制限付株式を付与することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2016年6月17日開催の第86回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、また、当該報酬枠とは別枠で、2010年6月23日開催の第80回定時株主総会において、ストック・オプション報酬枠として年額100百万円以内とご承認いただいております。

本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役に対するストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役の報酬等として金銭の払込等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年60千株以内（なお、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）とし、年額100百万円以内といたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反、その他当社取締役会で定める事由が生じた場合には当該株式を当社が無償で取得すること

以上